尾道市介護人材確保・定着支援事業補助金を交付します

ますます需要が高まる介護サービス基盤を担う人材の確保と定着を促進するため、補助金を 交付します。

平成24年度から4年間、介護従事者の養成・就労支援事業(ホームヘルパー及び介護福祉士の養成と就労に対する支援)を実施してきましたが、真の意味での就労支援につながっていないのではないかとの指摘がありました。

現行の制度は、新たに研修を修了または資格を取得して、市内の介護保険事業所等に就労し 介護業務に携わる人に補助金を交付し、志のある質の高い介護人材の確保と市内の介護事業所 への就労の定着化を図ることを目的として、期間を定めて実施しています。

この度、補助期間を3年間延長し、<u>令和8年度(2026年度)の末日まで(令和9年3月</u>31日)といたします。詳しくは高齢者福祉課にお問い合わせください。

1 対象及び補助金額

介護職員初任者研修課程修了者、実務者研修課程修了者 1人3万円 介護福祉士 1人5万円 [※ 尾道福祉専門学校卒業の人は1人10万円] ※ 補助金の交付は一人1回のみ、重複して資格をお持ちの方も補助金は一つです。

2 対象になる人

次の(1)~(6)のすべての要件を満たす人です。

- (1) 研修修了日又は資格取得日が、申請日 (=申請書提出日) 前1年の期間内である こと
- (2) 就業開始日が、申請日 (=申請書提出日) 前1年の期間内であること (雇用契約締結日から1年以内であること。)
- (3)申請日において尾道市内の介護保険事業所等(居宅介護支援事業所及び介護療養型 医療施設並びに休止・廃止予定の事業所を除く)と直接雇用契約を結んだうえで現 に介護職として就労中(長期休暇取得中を除く)であり、以後3年間、現在就労し ている事業所で働き続ける意欲のある人(派遣社員は対象になりません。)
- (4) 一年を平均して一週間の勤務時間が30時間以上の人
- (5)住所地の市町村税等に滞納がない人
- (6) 平成24年度から平成27年度の間に尾道市介護従事者養成・就労支援事業助成金や平成28年度以降に本補助金の交付を受けていない人
- 3 申請方法 次の提出書類を市役所高齢者福祉課(高齢者福祉係)または 各支所の窓口に提出してください。

提出先: 高齢者福祉課、因島総合支所因島福祉課、 御調保健福祉センター、 百島・浦崎・向島・瀬戸田支所 向東連絡所(サンボル尾道内) 4 提出書類 ①申請書(申請日=提出日であること。)

※申請日(申請書提出日)の1年前(前年の同月同日)以降に資格を取得し、当該事業所に就労(雇用契約締結)していることを確認してください。 それより前に資格を取得したり就労している人は対象となりません。

- ②誓約書
- ③就労証明書兼推薦書(申請日(=申請書提出日)から起算して二週間以内のものに限る。)

※日付のないもの及び二週間以上経過しているものは無効です。

- ④有資格者であることを証する書類の写し 介護職員初任者研修または実務者研修修了証書の写し 介護福祉士登録証の写し
- ⑤尾道福祉専門学校卒業者は、卒業証書の写し
 - ①②③の書類は市役所高齢者福祉課または各支所にあります。 市のホームページからダウンロードすることもできます。 ④⑤はコピーしてお持ちください。
- 5 補助金交付までの流れ
 - 1. 申請 上記の提出書類を市の窓口に提出
 - 2. 交付の可否の決定

申請日(提出日)から概ね二週間以内に、交付の可否の決定を市から申請者に通知します。

3. 補助金の交付

交付が決定した場合、交付決定日から30日以内に請求書に記載された口座に振込をしますので、入金を確認してください。 不交付だった場合も、申請書等は返却しません。

【問い合わせ先】

尾道市 高齢者福祉課 高齢者福祉係(市役所 本庁舎1階) 電話0848-38-9137

(令和6年4月作成)